

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和4年3月30日、高山市清見町江黒地内の一般県道清見河合線において、道路沿いの斜面から落石が発生し通行止めとなった。</p> <p>有識者を交えた現地調査を実施したところ、斜面上部には不安定な岩塊が確認され、またその範囲も特定できないことから、法面調査、対策の検討を行うこととなった。</p> <p>通行規制の早期解除には法面調査、測量、設計及び応急対策を実施する必要がある。</p> <p>このため、この業務を随意契約により契約し、速やかに法面調査、設計を行うことで早期に対策を実施し、起規制解除と道路通行の安全確保を図りたい。</p> <p>早期に復旧を行うには、法面調査、測量、設計を早急に行う必要があるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>「災害時における応援協力に関する協定」に基づき、(一社)岐阜県測量設計業協会に対して調査、測量、設計の要請をしたところ、協会より業務実施可能者として3者の報告を受けた。</p> <p>上記3者のうち、(株)テイコクは、法面調査、落石対策の設計の実績を有し、また協会から即座に対応できる体制が整っているとして第一候補で報告されていることから本業務を実施する能力を有していると考えられる。</p> <p>以上のことから、(株)テイコクが業務実施者として最も妥当であるため、契約の相手方とすることとする。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。